# 多摩川住宅地区地区計画の変更原案 意見書の提出について

## 1. 縦覧

## 【原案の縦覧期間】

令和6年11月1日から令和6年11月14日(平日 午前8時30分から午後5時まで)

# 【対象図書】

都市計画法第16条に基づく縦覧図書

## 【縦覧方法】

- (1) 閲覧前に、名簿に必要事項を記載してもらうこと
- (2) 縦覧図書は、窓口閲覧及び閲覧者により庁内コピーによる複写(庁外持ち出し禁止)。
- (3) デジカメ撮影・お客様が自らトレースは可

#### 2. 意見書

# 【原案に対する意見受付期間】

令和6年11月1日から令和6年11月21日午後5時まで(郵送の場合は令和6年11月21日消印有効)

## 【提出先】

- (1) 書面による持参提出(平日 午前8時30分から午後5時まで)
  - ・狛江市まちづくり推進課
- (2) 郵送による提出(令和6年11月21日消印有効)
  - ・〒201-8585 狛江市和泉本町1-1-5 狛江市役所 まちづくり推進課 宛

# 【提出できる者の範囲】

16条縦覧の意見書を提出できる方

- (1)地区計画等の案に係る区域内の土地の所有者その他対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登 記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する方
- (2) その土地若しくはこれらの権利に関する仮登記、その土地若しくはこれらの権利に関する差押えの 登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人

# 【意見書の提出方法】

意見書を提出の際は、以下の事項を記載した意見書に、権利を有する<u>土地の付近見取図</u>を添付し、必ず書面での提出。郵送も可とする。

- (1)提出者の氏名または名称、住所又は所在地及び電話番号並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
- (2) 地区計画等の名称
- (3)権利を有する土地の所在地、権利の種類及び面積
- (4) 意見及びその理由